

令和元年12月20日

## 千葉県環境影響評価条例施行規則等の改訂方針について（案） （太陽電池発電所の追加）

### 1 概要

- ① 令和元年7月5日に「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」が公布され、「太陽電池発電所の設置の工事業」等が法対象事業に追加された。（令和2年4月1日施行、概要は参考1のとおり）
- ② 政令改正の趣旨を踏まえ、本県の条例対象事業にも同事業等を追加することとし、「千葉県環境影響評価条例施行規則」の改正を行う。
- ③ 併せて、環境影響評価の項目や手法等を定めた「技術指針」についても、所要の改正を行う。

「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」

### 2 改訂方針

#### （1）千葉県環境影響評価条例施行規則

対象事業に「太陽電池発電所の設置又は変更」を追加することとし、対象となる事業の規模要件等を定める。

##### ① 規模要件の指標

規模要件の指標は、「面積」又は「発電出力」とする。

##### ア 面積

- 太陽光発電事業に伴う環境影響は、土地造成等の面的開発に係る側面に大きく左右されることから、面積を基準とすることが環境影響の観点からは望ましいと考えられる。
- 環境省からは、地方公共団体が条例において太陽光発電所を対象事業とする場合に、面積を規模要件の指標とすることも検討するよう求められている。
- △発電所事業においては面積に係る統一的な考え方が存在せず、面積の判断に疑義が生じる場合があり得る。

##### イ 発電出力

- 法の規模要件は、アセスの結果を許認可の審査に直接反映させるため、根拠法令である電気事業法との整合を図り、発電出力を指標としている。
- 事業者及び行政が、規模要件に合致するか否かを判断する上で、発電出力を指標とすることは簡便性の観点から利点がある。
- ×改変面積等による環境影響の程度を直接とらえることはできない。

## ② 規模要件の水準

- ・これまで、条例における発電所事業の規模要件の水準は、法の第2種事業と同じ水準で設定している。
- ・太陽光発電事業に伴う環境影響の程度は、土地造成等の面的要因が大きく関係することから、面積を踏まえた水準を設定する必要がある。
- ・水準の設定に当たっては、条例において面積を規模要件とする他の対象事業との整合を図る必要がある。

条例対象事業	規模要件		(参考) 発電出力換算 ※1
新住宅市街地開発事業 新都市基盤整備事業 流通業務団地造成事業 レクリエーション施設用地造成事業	75ha以上	施行区域面積 (残置森林等を含む)	2.6万kW
土地区画整理事業 工業団地造成事業 宅地開発事業	50ha以上		2.0万kW
公有水面その他の水面 の埋立又は干拓	40ha以上	埋立区域面積	1.8万kW
土砂等の埋立等の事業	10ha以上	自然公園等※2区域に おける埋立面積	1.1万kW
	40ha以上	上記以外の区域に おける埋立面積	1.8万kW

※1 環境省の報告書における発電出力（導入）と面積の関係式を使用

※2 【自然公園法】 国定公園 【千葉県立自然公園条例】 自然公園

【千葉県自然環境保全条例】 自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域

【森林法】 地域森林計画対象民有林

## (2) 技術指針

今後、国（経済産業省）において改正が予定されている省令の改正内容を踏まえ、太陽光発電事業に関し必要な事項を追加するなど、所要の改正を行う。

「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」

### <特有の環境影響>

- ・パワーコンディショナーの騒音（うなり音）
- ・太陽光パネルの反射光（近隣住環境、景観、飛来生物等の生態系への影響）
- ・太陽光パネルの撤去、廃棄 など

### 3 概略スケジュール

令和元年	12月13日	諮問
	12月20日	環境影響評価委員会① 審議
令和2年	(1月頃)	(【国】主務省令改正案の公表、パブリックコメント)
	1月17日	環境影響評価委員会② 現地調査
	2月21日	環境影響評価委員会③ 審議
	2月下旬～3月下旬頃	パブリックコメント(規則改正案、技術指針改正案)
	4月中旬	環境影響評価委員会④ 最終審議(答申)
	5月頃	改正規則・改正技術指針 公布
	7月上旬頃	改正規則・改正技術指針 施行

## 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要

## 1. 背景

中央環境審議会においてとりまとめられた答申「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について」（2019年4月26日）において、「既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については法の対象事業とすることで、国が全国的見地から制度的枠組みを整備し、国としての方向性を明らかにするとともに、技術的水準を示していくべきである。」とされたところである。

この答申に基づき、太陽電池発電所の設置の工事の事業等を環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業とするため、必要な要件等を定めるべく環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号。以下「施行令」という。）の一部を改正するもの。

## 2. 内容

## (1) 対象事業の規模要件（別表第1関係）

出力が4万kW以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業を第一種事業とし、出力が3万kW以上4万kW未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業を第二種事業とする。変更の工事においても同様とする。

## (2) 軽微な修正の要件（別表第2関係）

発電所の出力が10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

## (3) 軽微な変更の要件（別表第3関係）

発電所の出力が10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

## 3. 今後の予定

閣議決定：令和元年7月2日

公布：令和元年7月5日

施行：令和2年4月1日

	環境影響評価法の第1種事業	環境影響評価法の第2種事業	千葉県環境影響評価条例の基本事業
<b>1 道路の新設又は改築</b>			
高速自動車国道	すべて	—	—
首都高速道路等	4車線以上	—	—
自動車専用道路	—	—	4車線以上
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km	4車線以上・7.5km～10km
県道・市町村道・農道	—	—	4車線以上・10km以上
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km	幅員6.5m以上・10km～20km
自然公園等の区域内	—	—	2車線以上
<b>2 河川工事</b>			
ダム	貯水面積 100ha以上	貯水面積 75ha～100ha	貯水面積 75ha～100ha
堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha～100ha	湛水面積 75ha～100ha
湖沼水位調節施設	改変面積 100ha以上	改変面積 75ha～100ha	改変面積 75ha～100ha
放水路	改変面積 100ha以上	改変面積 75ha～100ha	改変面積 75ha～100ha
<b>3 鉄道又は軌道の建設又は改良</b>			
新幹線鉄道	すべて	—	—
普通鉄道	長さ 10km以上	長さ 7.5km～10km	長さ 5km～10km
モノレール	—	—	長さ 5km以上
軌道	長さ 10km以上	長さ 7.5km～10km	長さ 5km～10km
<b>4 飛行場及びその施設の設置又は変更</b>			
	滑走路長 2,500m以上	滑走路長 1,875m～2,500m	滑走路長 1,875m～2,500m
<b>5 発電用電気工作物の設置又は変更</b>			
水力発電所	出力 3万kW以上	出力 2.25万～3万kW	出力 2.25万～3万kW
火力発電所	出力 15万kW以上	出力 11.25万～15万kW	出力 11.25万～15万kW
地熱発電所	出力 1万kW以上	出力 0.75万～1万kW	—
原子力発電所	すべて	—	—
風力発電所	出力 1万kW以上	出力 0.75万～1万kW	出力 0.75万～1万kW
<b>6 廃棄物最終処分場の設置又は変更</b>			
	埋立面積 30ha以上	埋立面積 25ha～30ha	埋立面積 4ha～30ha
<b>7 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓</b>			
	面積 50ha超	面積 40ha～50ha	面積 40ha～50ha
<b>8 土地区画整理事業</b>			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積 100ha以上 (都市計画事業)	面積 75ha～100ha (都市計画事業)	面積 50ha以上 面積 75ha以上
<b>9 新住宅市街地開発事業</b>			
	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	面積 75ha～100ha
<b>10 工業団地造成事業</b>			
	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	面積 50ha～100ha
<b>11 新都市基盤整備事業</b>			
	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	面積 75ha～100ha
<b>12 流通業務団地造成事業</b>			
	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	面積 75ha～100ha
<b>13 宅地開発事業</b>			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積 100ha以上 (独)都市再生機構他の事業)	面積 75ha～100ha (独)都市再生機構他の事業)	面積 50ha以上 面積 75ha以上
<b>14 レクリエーション施設用地造成事業</b>			
総合遊園地など	—	—	面積 75ha以上
ゴルフ場(新設)	—	—	18ホール以上
ゴルフ場(増設)	—	—	9ホール以上
<b>15 工場の新設又は増設</b>			
	—	—	排水量 1万m <sup>3</sup> /日以上
	—	—	又は燃料使用量 20t/時以上
<b>16 終末処理場の新設又は増設</b>			
	—	—	敷地面積 15ha以上
	—	—	又は計画処理人口 20万人以上
<b>17 し尿処理施設の新設又は増設</b>			
	—	—	処理能力 250kl/日以上
<b>18 廃棄物焼却等施設の新設又は増設</b>			
焼却施設	—	—	処理能力 100t/日以上
溶融施設	—	—	処理能力 100t/日以上
<b>19 砂利等採取事業</b>			
	—	—	採取場面積 30ha以上
<b>20 土砂等の埋立て等の事業</b>			
自然公園等の区域内	—	—	埋立面積 10ha以上
自然公園等の区域外	—	—	埋立面積 40ha以上

(注) この表は、環境影響評価法施行令別表第1及び千葉県環境影響評価条例施行規則別表第1を要約したものです。詳しくはそれぞれの規定を御覧ください。

### 【参考3】

#### 条例で太陽光発電事業を環境影響評価の対象にしている他県の事例（改正中のものを含む）

自治体名	規模要件	施行時期
岩手県	第1種 事業敷地面積（太陽光パネルだけでなく、事務所、受変電設備、残地森林などの敷地も含む）50ha 以上 第2種 事業敷地面積 20ha 以上 50ha 未満 （自然公園法等に基づき指定する特別地域等：1ha 以上） （自然公園法等に基づき指定する普通地域等：10ha 以上）	令和2年4月 （予定）
山形県	太陽光発電所の設置に係る土地（施設整備の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路、その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地）の面積が50ha 以上（特別地域 <sup>*1</sup> ：20ha 以上）	平成30年4月
栃木県	敷地面積 50ha 以上又は森林伐採面積 20ha 以上 （配慮地域 <sup>*2</sup> ：敷地面積 15ha 以上） （特別配慮地域 <sup>*3</sup> ：敷地面積 10ha 以上）	令和2年10月 （予定）
長野県	第1種 太陽光発電所の用に供される敷地の面積 50ha 以上 第2種 森林の区域における太陽光発電所の用に供される敷地の面積 20ha 以上	平成28年1月
静岡県	第1種 太陽光発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積（太陽光発電所敷地面積）50ha 以上又は森林伐採区域の面積 20ha 以上 第2種 太陽光発電所敷地面積 20ha 以上 50ha 未満又は特定地域 <sup>*4</sup> 内における太陽光発電所敷地面積 5ha 以上	平成31年3月
兵庫県	事業区域面積 5ha 以上	令和2年4月
鳥取県	敷地面積 20ha 以上（特別地域 <sup>*5</sup> ：10ha 以上）	令和元年10月
岡山県	改変面積（土地の区画形質の変更面積又は樹木の伐採等の面積）20ha 以上	令和2年4月
山口県	第1種 太陽光発電所の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（太陽光発電所敷地等）の面積が 100ha 以上 第2種 太陽光発電所敷地等の面積が 50ha 以上 100ha 未満又は森林伐採区域の面積 20ha 以上	令和元年6月
愛媛県	出力 20,000kW 以上	令和2年4月
大分県	太陽光発電所の用に供される敷地の面積 20ha 以上	平成30年1月

※1……環境の保全に関して特に配慮すべき区域であり、具体的には、①特別保護地区（鳥獣保護管理法）②保安林（森林法）③国立公園・国定公園（自然公園法）④風致地区（都市計画法）⑤県立自然公園（自然公園条例）⑥自然環境保全地域・里山環境保全地域（自然環境保全条例）の区域

※2……国立公園の区域、県立自然公園の区域、鳥獣保護区等のうち特別配慮地域を除く地域

※3……国立公園の特別地域、県立自然公園の特別地域、鳥獣保護区の特別保護地区等

※4……鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特別保護地区、自然公園法の特別地域、自然環境保全法の特別地区、静岡県立自然公園条例の特別地域、静岡県自然環境保全条例の特別地区等

※5……自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園、鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域、鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された特別保護地区、ハマナス自制南限地帯、森林法第2条第1項に規定する森林